

美容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年 3月20日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第43号

美容師法施行条例の一部を改正する条例
美容師法施行条例（平成11年佐賀県条例第41号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(美容の業を行う場合に講ずべき措置)</p> <p>第2条 法第8条第3号に規定する衛生上必要な措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 手指の<u>つめ</u>は、常に短くし、客1人ごとに作業着手前に手指を石けんで洗うこと。</p> <p>(2) 作業中は、<u>作業専用の清潔な作業衣</u>を着用し、かつ、<u>顔面作業に際しては、マスク</u>を使用すること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) そり毛に用いる石けんは、<u>粉末状又は液体状のもの</u>を用い、客1人ごとに新しいものと取り替えること。</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>(美容所について講ずべき措置)</p> <p>第3条 法第13条第4号に規定する衛生上必要な措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>天井は、床面から2.1メートル以上の高さとし、じんあいの落下を防ぐ構造とすること。</u></p> <p>(5) <u>床面積の20分の1以上の有効換気面積を有する窓その他の開口部又はこれに代わる適当な換気装置を設けること。</u></p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(美容所以外の場所で業務を行うことができる場合)</p> <p>第4条 政令第4条第3号に規定する場合は、次のとおりとする。</p>	<p>(美容の業を行う場合に講ずべき措置)</p> <p>第2条 法第8条第3号に規定する衛生上必要な措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 手指の<u>爪</u>は、常に短くし、客1人ごとに作業着手前に手指を石けん<u>その他の洗浄剤</u>で洗うこと。</p> <p>(2) 作業中は、清潔な作業衣を着用し、かつ、<u>必要に応じてマスク</u>を使用すること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) そり毛に用いる石けん<u>その他これに類するもの</u>は、客1人ごとに新しいものと取り替えること。</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>(美容所について講ずべき措置)</p> <p>第3条 法第13条第4号に規定する衛生上必要な措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>美容所内は清掃及び消毒を適切に行い、常に清潔にしておくこと。</u></p> <p>(5) <u>室内の空気を汚染するおそれのある燃焼器具を使用する場合は、換気設備を設けること。</u></p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(美容所以外の場所で業務を行うことができる場合)</p> <p>第4条 政令第4条第3号に規定する場合は、次のとおりとする。</p>

改正前	改正後
(1) <u>児童福祉施設、身体障害者更生援護施設</u> 、刑務所又はこれらに類する施設に入所し、又は収容されている者に対して出張して業を行う場合 (2) 略	(1) <u>社会福祉施設</u> 、刑務所又はこれらに類する施設に入所し、又は収容されている者に対して出張して業を行う場合 (2) 略

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。